

法 情 報 学 (第5回)

弁護士 川 添 圭
kawazoe@kondolaw.jp

I プロバイダ責任制限法に関する事業者ガイドライン

1 ガイドラインについて

- ・プロバイダ責任制限法対応事業者協議会
加盟団体：(社)電気通信事業者協会 (TCA)
(社)テレコムサービス協会 (TELESA)
(社)日本インターネットプロバイダ協会 (JAIPA)
- ・「プロバイダ責任制限法関連情報Webサイト」 <http://www.isplaw.jp/>
 - ① 名誉・プライバシー関係ガイドライン
 - ② 著作権関係ガイドライン

2 ガイドラインの位置付け

プロバイダ等が名誉毀損及びプライバシー侵害に該当する情報に対し自律的に対応するための判断基準を整備するためのものであり、社会環境の変容による名誉・プライバシーに関する意識変化、ITの発展及び実務の運用状況に応じ、策定後も不断の見直しが必要。

3 名誉・プライバシー関連ガイドラインの内容① - プライバシー関連

(1) 氏名・連絡先等が掲載された場合

① 一般私人の場合

- (a) 氏名及び勤務先・自宅の住所・電話番号が掲載され、削除要請があったとき
→原則削除可能（名簿等、公開されていないe-mailアドレスの場合も同様）
- (b) 緊急性が高いとはいえない場合（住所・電話番号等が実在せず、嫌がらせが現実に行われる可能性がない場合等）は、発信者に対し自主的削除を促す

② 公人等の場合

- (a) 連絡場所の住所・電話番号など広く知られているものについては、削除の必要性がない場合がある
- (b) 緊急性が高い場合（嫌がらせ等が現実には発生している場合）
→削除可能
- (c) 職務と関係のない連絡先情報で広く知られる必要性のない情報（自宅の住所及び電話番号）→原則として一般私人と同様に取扱うことが望ましい

(2) 氏名・連絡先以外の個人情報が掲載された場合

① 一般私人の場合

→本人から削除要請があれば発信者に対して削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しない場合、プロバイダ等が削除可能な場合は原則として削除する。

② 公人等の場合

(a) 職業上の事実 = 削除しないでよい場合がある

(b) 私生活上の事実

→削除要請があれば発信者に削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しない場合は削除要請者に経過を伝えて自主的な解決を促す。ただし、その記載の態様が品位を欠き目に余るときなどプロバイダ等において削除可能な場合もある。

③ 犯罪関係者（被疑者及びその関係者）について

(a) 犯罪事実及びこれに密接に関連する事実

→本人から削除要請があれば、発信者に削除要請を伝えることが望ましい。
発信者が自主的に削除を行わず、記載目的・必要性について反論に理由があるとは考えられないときなどは、プロバイダ等において削除可能な場合もある。

また、犯罪事実等に関し誤りがあるとして削除要請があった場合、明らかな濡れ衣又は表現方法が著しく品位を欠くなど、プロバイダ等において上記の手順を踏まずに即時削除可能な場合もある。

(b) 犯罪事実に関連しない事実

→削除要請があれば発信者に削除要請を伝え、発信者が自主的に削除しない場合、プロバイダ等が削除可能な場合は原則として削除する。

(3) 写真・肖像等の掲載

① 削除可能な場合＝写真の内容・掲載の状況から見て、本人の同意を得て撮影されたものではないことが明白な写真

② 直ちにプライバシーや肖像権の侵害には該当しないと考えられる場合

ア) 行楽地等の雰囲気表現のために、群像として撮影された写真の一部に写っているにすぎず、特定の本人を大写しにしたものでないこと。

イ) 犯罪報道における被疑者の写真など、実名及び顔写真を掲載することが公共の利害に関し、公益を図る目的で掲載されていること。

ウ) 公人の職務に関する事柄など社会の正当な関心事ということのできる場合であり、顔写真掲載の手段方法が相当であること。

エ) 著名人（俳優・歌手・プロスポーツ選手等）の顔写真については、当該著名人の顧客吸引力を不当に利用しようとしたものでなく、顔写真の掲載が社会の正当な関心事といえる場合で、顔写真掲載の手段方法が相当であること。

オ) その他ア)～エ)に準じる場合。

③ その他

- ・撮影それ自体に同意が得られていると思われる写真であっても、客観的に見て通常の羞恥心を有する個人が公表されることに不快感又は精神的苦痛を感じると思われる写真（入院・治療中の姿等）については、削除できる場合が多い。
- ・明らかに未成年の子どもと認められる顔写真については、合理的に親権者が同意するものと判断できる場合を除き、原則として削除することができる。

4 名誉・プライバシー関連ガイドラインの内容② — 名誉・信用棄損関連

(1) 特定個人に対する誹謗中傷

- ① 以下の3つの要件を満たす可能性がある場合には削除を行わない。
 - ア) 当該情報が公共の利害に関する事実であること
 - イ) 当該情報の掲載が個人攻撃の目的などではなく公益を図る目的に出たものであること
 - ウ) 当該情報が真実であるか、または発信者が真実と信じるに足る相当の理由があること
- ② 特定個人に関する論評について、その域を越えて人身攻撃に及ぶような侮辱的な表現が用いられている場合、当該情報を削除することができる。
- ③ それ以外の場合は、名誉毀損という観点からは違法性阻却事由に該当するケースが多く、その要件となる公共性・公益性・真実性（又は相当性）についてプロバイダ等が判断することが難しいため、プロバイダ等が「不当な権利侵害」であると信じることのできる理由に乏しい場合が多いと考えられる。

(2) 企業・法人に対する信用棄損

- ① 原則：プロバイダ等において権利侵害の「不当性」について信じるに足る理由が整わないことが多く、一般的にはプロバイダ責任制限法3条2項2号の照会手続等を経て対応するのが妥当。
- ② 例外：(a) 企業の営業秘密（顧客管理システムのセキュリティ・ホールなど）が掲載され、当該企業やその顧客に多大な損失を被らせる現実の切迫した危険がある場合
(b) 正当防衛や緊急避難などに該当する可能性のある場合

Ⅱ 電子署名・電子認証・電子公証制度

1 前提 － 公開鍵暗号方式

(1) 公開鍵暗号方式の仕組み

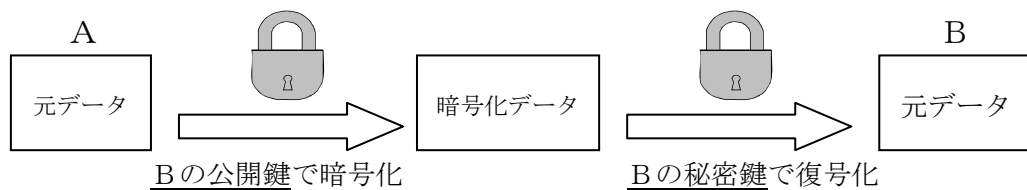


<特徴>

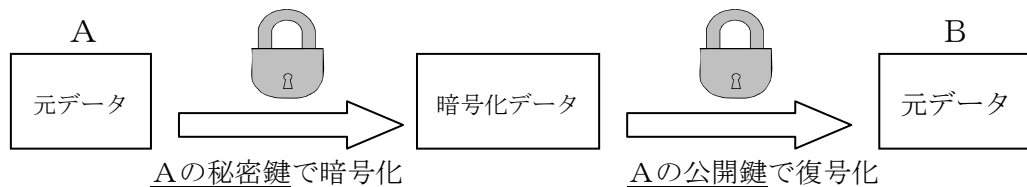
- ① 公開鍵と秘密鍵は必ず一対一で対応しており，公開鍵は一般に公開し，秘密鍵は個人が公開せず保有しておく。
- ② 公開鍵で暗号化されたデータは，これに対応する秘密鍵でしか復号化できない（逆も同じ）－「落とし戸付き一方向性関数」

(2) 公開鍵暗号方式の活用方法

① メッセージ内容の秘匿



② メッセージ作成者の本人確認手段（改竄されていないことの確認）



2 電子署名・認証法（平成12年法第102号）

(1) 電子署名の定義（法2）

(2) 電磁的記録の真正な成立の推定（法3）

→民訴228Ⅳの推定規定（私文書に関する成立の真正）を電磁的記録に当てはめたもの。

3 電子公証制度